

厚生労働省発基安 1 2 0 6 第 4 号

労働政策審議会

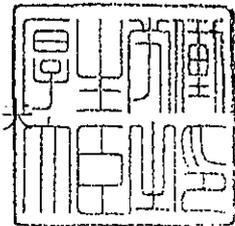
会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働省設置法第 9 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、別紙 1 「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成 2 2 年 1 2 月 6 日

厚生労働大臣

細川 律夫



## 労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱

### 第一 ストローク端の覆い等

ストローク端が労働者に危険を及ぼすおそれのある場合に事業者が覆い等を設けなければならない機械の範囲を、現行の工作機械から機械全般に拡大するものとする。

### 第二 プレス等による危険の防止

一 プレス等を用いて作業を行う労働者の安全を確保するために取り付ける安全装置の要件として、プレスブレーキ用レーザー式安全装置にあつては、プレスブレーキのスライドの速度を毎秒十ミリメートル以下とすることができ、当該速度でスライドを作動させるときはスライドの操作部を操作している間のみスライドを作動させる性能を有するものであることを追加するものとする。

二 手払い式安全装置は、使用してはならないものとする。

### 第三 施行期日等

一 この省令は、平成二十三年七月一日から施行するものとする。

二 手払い式安全装置は、両手操作式のプレス機械であつて次のいずれにも該当するものに限り、当分の

間、第二の二にかかわらず、使用することができるものとする。

(一) ストローク長さが四十ミリメートル以上、かつ、スライドの作動中手の安全を確保することができる防護板（以下「防護板」という。）の高さ以下（防護板の高さが三百ミリメートル以上のものにあつては三百ミリメートル以下）のものであること。

(二) 毎分ストローク数が百二十以下のものであること。

## プレス機械又はシャーの安全装置構造規格の改正について

### 1 主な改正事項

#### (1) 安全性の向上

ア 手払い式安全装置を原則製造禁止とし、一定のものに限って、当分の間、製造を許容

イ 両手操作式安全装置において、スライド等の操作部は、不正操作防止のため、左右の操作部を操作するときその時間差が0.5秒以内でなければスライド等が作動しない構造のものであることを要件化

ウ 光線式安全装置において、

① 防護すべき範囲の拡大（防護高さを最大400mmから危険を防止するために必要な長さ）

② 検出能力の向上（最大の光軸間隔を現行7cmから2cm程度に）

#### (2) 新たな安全装置への対応

ア 安全装置として新たに制御機能付き光線式安全装置（PSDI式安全装置）を追加

イ 安全装置として新たにプレスブレーキ用レーザー式安全装置を追加

#### (3) 性能規定化

両手操作式安全装置のスライド等の操作部について両手によらない操作を防止するための措置を性能規定化（スライド等の操作部を直線距離で300mm以上離す以外の方法についても認めることとする。）

#### (4) その他

ア ガード式安全装置で、作動中に安全にガードを開けられる方式のものを許容

イ 光線式安全装置において、一定の要件の下、検出の無効（ブランキング）を許容

### 2 公布、施行予定日

平成23年1月頃公布、7月1日施行予定

以上

# 労働安全衛生規則の一部を改正する省令について

## 1 改正の背景

(1) 労働者に危険を及ぼすおそれのある機械のストローク端については、工作機械についてその危険を防止するため覆い等を設けることが規定されている(則第112条)が、移動するテーブルを有するプレス(タレットパンチプレス)のテーブルと建物設備等の間に挟まれる死亡災害などが見られ、また、それ以外の機械においても同様の災害が見られることから、工作機械以外の機械に対してもストローク端による危険を防止する必要がある。

(2) プレスブレーキ<sup>(注1)</sup>による危険の防止については、技術の進展により新たな種類の安全装置が開発され、欧州規格(EN規格)においてもプレスブレーキ専用の安全装置の要件が整備されていることから、この新しい安全装置を使用する際の安全措置の実施が適切に行われるよう、規定の見直しが必要となっている。

(注1)主として、長板の曲げに使用する構造をもつプレス

(3) 手払い式安全装置<sup>(注2)</sup>は比較的簡便な安全装置であるが、足踏みでスライドを起動し、手を払いきれずに挟まれる災害が見られることから、原則使用禁止とすることが必要となっている。また、主要国においても、このような安全装置の使用を認めていない。

(注2)スライドの下降に連動し、防護板などで危険限界内にある身体の一部を払いのけることによって安全を図る装置

## 2 改正の内容

### (1) 機械のストローク端による危険防止(第108条の2)

稼働するテーブル等のストローク端が労働者に危険を及ぼすおそれのある機械について、工作機械以外であっても、当該危険を防止する措置を講じなければならないことを規定すること。

### (2) プレスブレーキ用の新たな安全装置への対応(第131条)

プレスブレーキ用レーザー式安全装置の設置、使用にあっては、スライドの速度を低速(10mm/s以下)とすることができ、操作している間のみスライドが作動させることができるプレスブレーキに設置し、使用しなければならないこととすること。

### (3) 手払い式安全装置の原則使用禁止(第131条及び附則)

手払い式安全装置は原則使用禁止とするが、当分の間、両手操作式の一定スピード以下で作動することなどのプレス機械に取り付ける場合に限り使用することができることとすること。

※(2)及び(3)については、安全装置の構造要件を規定している「プレス機械及びシャーの安全装置構造規格」(昭和53年労働省告示第102号)において、当該安全装置の安全要件の見直しも予定

## 3 公布、施行予定日

平成23年1月公布(予定)、7月1日施行(予定)

# 労働安全衛生規則の一部改正について

## 1 ストローク端による危険の防止(第108条の2)

### << 現状 >>

機械のストローク端による危険防止措置は、工作機械を対象に規制(第112条)

### << 課題 >>

機械の高機能化により、工作機械以外の機械のストローク端による死亡災害も散見

### << 対応案 >>

当該リスクを有する機械に対し、ストローク端による危険防止措置を講じることを規定



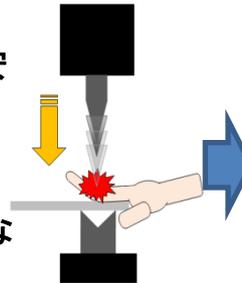
## 2 プレス等による危険の防止(第131条及び附則)

### << 現状 >>

①プレス機械については、スライドによる危険防止措置を講じることとなっている。(第131条)

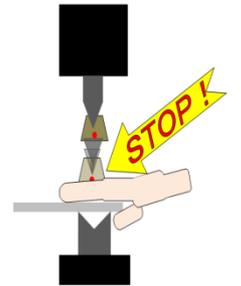
### << 課題 >>

プレスブレーキにおいては、作業効率性のため、安全装置を設置せずに被災する割合が高い。  
一方、プレスブレーキの作業特性を考慮した新たな専用の安全装置が開発されている。



### << 対応案 >>

プレスブレーキ用レーザー式安全装置が適切にプレス機械に設置、使用される要件を規定する。  
例えば、スライドの速度を安全な低スピードに維持することができるプレスブレーキに設置することなど。

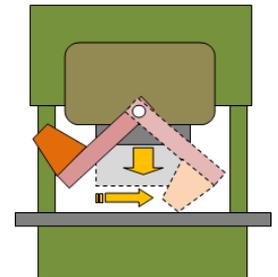


レーザー式安全装置

②プレス機械の安全装置の一種として手払い式安全装置も使用可

手払い式安全装置では、足踏みでスライドを起動し、手が払いきれずに被災する災害が散見。  
主要国でも、このような安全装置の使用を認めていない。

手払い式安全装置については、原則使用禁止にし、当面の間、一定の両手操作式のプレス機械に取り付ける場合に限り使用可とする。



## 動力プレス機械構造規格の改正について

### 1 主な改正事項

#### (1) 安全性の向上

ア 災害の多い旧型プレス（ポジティブクラッチプレス）を原則製造禁止

イ 液圧プレスでのスライドの落下防止措置を充実

ウ 安全プレスにおいて

- ① 両手操作式安全プレスのスライド等の操作部は、不正操作防止のため、左右の操作部を操作するときその時間差が0.5秒以内でなければスライド等が作動しない構造のものであることを要件化
- ② 光線式安全プレスは、防護すべき範囲の拡大（防護高さを最大400mmから危険を防止するために必要な長さに）
- ③ 光線式安全プレスは、検出能力を向上（最大の光軸間隔を現行7cmから2cm程度に）
- ④ 光線式安全プレスは、検出能力に応じた安全距離（最大の光軸間隔にあつては安全距離に400mm以上を追加）

#### (2) 新たなプレス機械への対応

ア 今後、主流機となりうるサーボモーターを使用したプレスについて、ブレーキ性能、故障対策等の安全要件を新たに規定

イ 安全プレスとして新たに制御機能付き光線式（PSDI式）のものを追加

#### (3) 性能規定化

ア 非常停止装置の操作部について容易に操作できるものとして性能規定化（押しボタン以外の方法（コード式やレバー式）についても認めることとする。）

イ 両手操作式安全プレスのスライド等の操作部について両手によらない操作を防止するための措置を性能規定化（スライド等の操作部を直線距離で300mm以上離す以外の方法についても認めることとする。）

#### (4) その他

ア 安全プレスでスライドの開き行程等については、危険防止機能が働かなくてもよいことを明確化

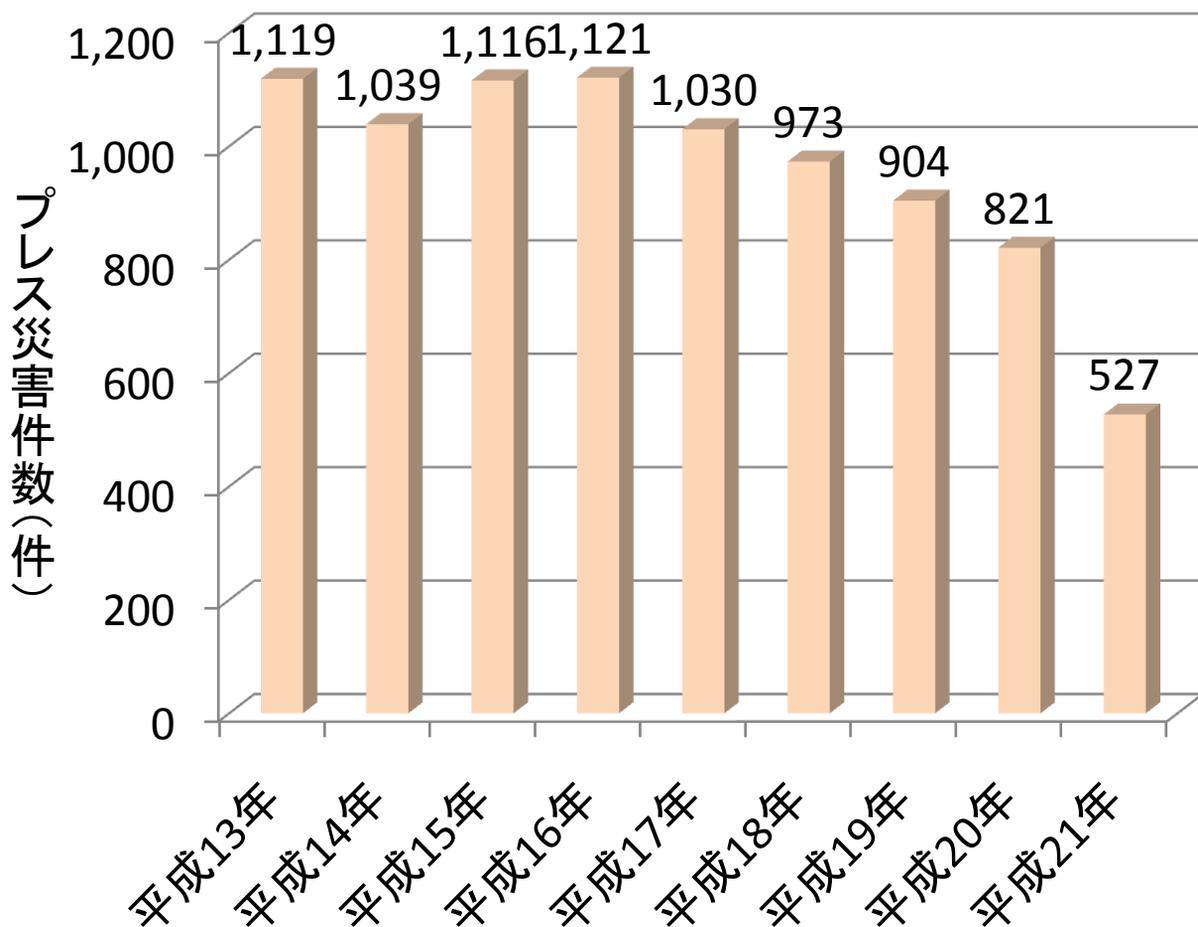
イ ガード式安全プレスで、作動中に安全にガードを開けられる方式のものを許容

### 2 公布、施行予定日

平成23年1月頃公布、7月1日施行予定

以上

# プレス機械による 災害発生件数



※休業4日以上の死傷病災害より